

旭川市労働者賃金等の実態調査（工事）事業者聞き取り調査 主な意見

○経営状況について

- ・（今のところ）受注の落ち込みはない 例年並みの受注（多数）
- ・新型コロナウイルスの関係で建物に入れなかったことによる受注の減少があった。
- ・新型コロナウイルスの影響はあまりなかったが、道外の仕事で中止になったものがある。

○賃金等について

- ・賃金を上げている。
- ・受注状況に鑑み、賃金を上げていない。
- ・賃金を上げなければ人にいてもらえないので待遇改善に努めている。
- ・受注の状況、同業の水準や資格、経験を参考に設定する。
- ・絶えず受注があれば上げることができる。受注次第である。

○設計労務単価との比較について

- ・公共工事が常にあるわけではないので、公共工事の設計労務単価を賃金に反映させるのは難しいものがある。
- ・賃金を設計労務単価に合わせるよう心がけているが受注の関係もあるので難しいところもある。
- ・悪天候や納品の遅延があれば人件費が設計よりも余計に掛かる。
- ・賃金は上げているが、設計労務単価には追いつかない。

○雇用について

- ・日給から月給の通年雇用に移行していく待遇改善をすすめている。
- ・世間で労働者を尊重する流れとなっていることから、待遇改善を進めてい

る。

○下請について

- ・下請に出すときは設計労務単価で積算して発注している。
- ・施工実績や見積金額を参考にして下請に発注しているので賃金は意識しない。
- ・労働者の設計労務単価＋法定福利費を下請代金の内訳に確保した上で下請に発注している。
- ・設計労務単価が上昇しても下請の請負額は上げてもらえない。
- ・下請は相見積もりで競争となり、最低制限価格もないので利幅が小さい。
- ・下請代金を現金100%で払う元請，前払金を払う元請は1～2社しかなく下請は工事の準備に当然に資金があるので借入れをしなければならない。

○公契約条例における賃金条項についての意見

- ・公契約条例については了知していない。
- ・待遇改善のため賃金条項を定めるのは、労働者にとってはよいことだと思う。
- ・会社によっては賃金条項が負担となるところがあるのではないかと。
- ・最低賃金より高い額を設定すると、事業者の経営に影響が出ると思われる。
- ・設計労務単価が上がっても人件費を出すと利益が出ないので、賃金条項以前に公共工事で人件費をまかなえるようにしてほしい。
- ・賃金条項が定められればそれに沿っていきたいところだが、それによって利益が削がれることがあれば、当社のほかの部門にしわ寄せが行くことと思われる。
- ・賃金条項を定めたとしても、どの程度公共工事を受注できるかによって遵守できる事業者とできない事業者があると思われる。